

○匝瑳市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例  
施行規則

平成27年12月25日

規則第52号

(趣旨)

第1条 この規則は、匝瑳市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年匝瑳市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第1に定める事務)

第2条 条例別表第1の1市長の項事務の欄の規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施に関する事務
- (2) 生活保護法第24条第1項に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の開始若しくは同条第9項に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 生活保護法第25条第1項に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の開始又は同条第2項に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の変更に関する事務
- (4) 生活保護法第26条に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の停止又は廃止に関する事務
- (5) 生活保護法第55条の4第1項に準じて行う生活に困窮する外国人に対する就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (6) 生活保護法第63条に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に要する費用の返還に関する事務

(7) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までに準じて行う生活に困窮する外国人に対する徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務

2 条例別表第1の2市長の項事務の欄の規則で定めるものは、次のとおりとする。

(1) 匝瑳市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則（平成18年匝瑳市規則第93号。以下「ひとり親家庭等医療費等助成条例施行規則」という。）第7条第1項のひとり親家庭等医療費等受給資格申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) ひとり親家庭等医療費等助成条例施行規則第8条のひとり親家庭等医療費等受給資格変更届の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

(3) 匝瑳市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成18年匝瑳市条例第90号。以下「ひとり親家庭等医療費等助成条例」という。）第6条第2項のひとり親家庭等医療費等給付申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(4) ひとり親家庭等医療費等助成条例第9条の医療費等助成金の返還に関する事務

3 条例別表第1の3市長の項事務の欄の規則で定めるものは、次のとおりとする。

(1) 匝瑳市重度心身障害者の医療費助成に関する規則（平成18年匝瑳市規則第107号。以下「重心医療費助成規則」という。）第5条の重度心身障害者医療費助成受給資格認定及び重度心身障害者医療費助成受給券交付申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) 重心医療費助成規則第9条第1項の重度心身障害者医療費助成受給資格変更届の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

(3) 重心医療費助成規則第13条第2項の重度心身障害者医療費助成受給資

格喪失届の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する  
応答に関する事務

(4) 重心医療費助成規則第14条の規定による不正利得の徴収に関する事務

4 条例別表第1の4市長の項事務の欄の規則で定めるものは、次のとおりとする。

(1) 匝瑳市子ども医療費の助成に関する規則（平成18年匝瑳市規則第183号。以下「子ども医療費助成規則」という。）第7条第1項の子ども医療費助成申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) 子ども医療費助成規則第9条第2項の子ども医療費受給資格登録変更（喪失）届の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

(3) 子ども医療費助成規則第10条第3項の子ども医療費助成金交付申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(4) 子ども医療費助成規則第14条の助成金の返還に関する事務

（条例別表第2に定める事務及び情報）

第3条 条例別表第2の1市長の項事務の欄の規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定めるものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 生活保護法第19条第1項に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 生活保護法第6条第2項の要保護者若しくは同条第1項の被保護者であった者に該当する外国人（以下この号において「要保護者等」という。）に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する保険給付の支給に関する情報

イ 要保護者等に係る高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する保険料の徴収に関する情報

- ウ 要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条第1項、第31条の6第1項若しくは第32条第1項又は附則第3条若しくは第6条の資金の貸付けに関する情報
- エ 要保護者等に係る生活保護法第19条第1項の保護の決定及び実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報
- オ 要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
- カ 要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第1号（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報
- キ 要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報
- ク 要保護者等に係る地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）
- ケ 要保護者等に係る母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
- コ 要保護者等に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報
- サ 要保護者等に係る児童扶養手当法第4条第1項による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）
- シ 要保護者等に係る介護保険法（平成9年法律第123号）第18条第1

号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報

ス 要保護者等に係る介護保険法第115条の45の地域支援事業の実施に関する情報

セ 要保護者等に係る介護保険法による保険料の徴収に関する情報

ソ 要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の支給に関する情報

タ 要保護者等に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項による支援給付若しくは同法第15条第1項による配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）

チ 要保護者等に係る住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）

(2) 生活保護法第24条第1項に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の開始若しくは同条第9項に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 生活保護法第25条第1項に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の開始又は同条第2項に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の変更に関する事務 第1号に掲げる情報

(4) 生活保護法第26条に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報

(5) 生活保護法第55条の4第1項に準じて行う生活に困窮する外国人に対する就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 第1号に掲げる情報

(6) 生活保護法第63条に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に要する費用の返還に関する事務 第1号に掲げる情報

- (7) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までに準じて行う生活に困窮する外国人に対する徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第1号に掲げる情報
- 2 条例別表第2の2市長の項事務の欄の規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定めるものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。
- (1) ひとり親家庭等医療費等助成条例施行規則第7条第1項のひとり親家庭等医療費等受給資格申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 当該申請に係る児童（ひとり親家庭等医療費等助成条例第2条第1項に規定する児童をいう。）、当該申請に係るひとり親家庭等の父母等及び当該申請をしたひとり親家庭等の父母等と生計を同じくする者の地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、住民票関係情報又は児童扶養手当関係情報
- (2) ひとり親家庭等医療費等助成条例施行規則第8条のひとり親家庭等医療費等受給資格変更届の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 前号に掲げる情報
- (3) ひとり親家庭等医療費等助成条例第6条第2項のひとり親家庭等医療費等給付申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 第1号に掲げる情報
- (4) ひとり親家庭等医療費等助成条例第9条の医療費等助成金の返還に関する事務 第1号に掲げる情報
- 3 条例別表第2の3市長の項事務の欄の規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定めるものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。
- (1) 重心医療費助成規則第5条の重度心身障害者医療費助成受給資格認定及び重度心身障害者医療費助成受給券交付申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該申請に係る受給資格者（重心医療費助成規則第3条に規定する受給資格者をいう。以下この項において同じ。）又は当該受給資格者に係る基

準世帯員（重心医療費助成規則第2条第5項に規定する基準世帯員をいう。以下この項において同じ。）の地方税関係情報

イ 当該申請に係る受給資格者又は基準世帯員の住民票情報

ウ 当該申請に係る受給資格者の生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報

(2) 重心医療費助成規則第9条第1項の重度心身障害者医療費助成受給資格変更届の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 重心医療費助成規則第11条の重度心身障害者医療費助成現況届の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 第1号アに掲げる情報

(4) 重心医療費助成規則第14条の規定による不正利得の徴収に関する事務 第1号に掲げる情報

4 条例別表第2の4市長の項事務の欄の規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定めるものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 子ども医療費助成規則第7条第1項の子ども医療費助成申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る子ども（子ども医療費助成規則第2条第3号に規定する子どもをいう。以下この項において同じ。）の保護者（同条第4号に規定する保護者をいう。以下この項において同じ。）又は子どもの属する世帯の世帯員の地方税関係情報又は住民票関係情報

イ 当該申請に係る子どもの保護者の生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報

(2) 子ども医療費助成規則第10条第3項の子ども医療費助成金交付申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 子ども医療費助成規則第14条の助成金の返還に関する事務 第1号に

## 掲げる情報

5 条例別表第2の5市長の項事務の欄の規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定めるものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4又は第11条の福祉の措置の実施に関する事務 地方税関係情報

(2) 老人福祉法第21条の費用の支弁又は同法第28条第1項の費用の徴収に関する事務 地方税関係情報

（条例別表第3に定める事務及び情報）

第4条 条例別表第3の1市長の項事務の欄の規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定めるものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 生活保護法第19条第1項の保護の決定及び実施に関する事務 生活保護法第6条第2項の要保護者若しくは同条第1項の被保護者であった者に係る学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の援助の実施に関する情報

(2) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 前号に掲げる情報

2 条例別表第3の2市長の項事務の欄の規則で定めるものは、中国残留邦人等支援給付等の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下この項において「平成19年改正法」という。）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する事務とし、同表第3の2市長の項特定個人情報の欄の規則で定めるものは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項若しくは第3項の支援給付又は平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報とする。

3 条例別表第3の3市長の項事務の欄の規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定めるものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 生活保護法第19条第1項に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施に関する事務 生活保護法第6条第2項の要保護者若しくは同条第1項の被保護者であった者に該当する外国人に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報

(2) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までに準じて行う生活に困窮する外国人に対する徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 前号に掲げる情報  
(その他)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。